

病院労組 だより



府職の友号外

2024年4月3日

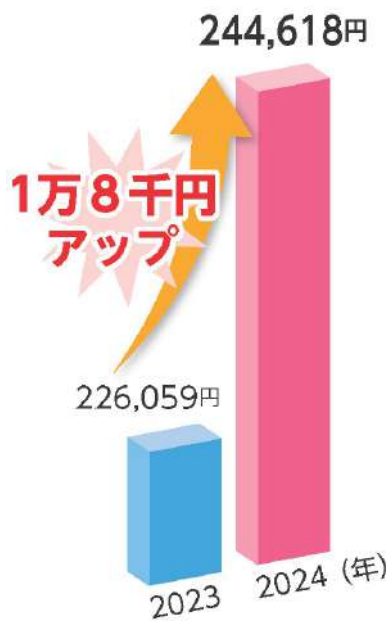
3月25日府職労・病院労組は、府立病院労組2024年度要求書に対する団体交渉を行いました。

交渉の結果、4月からの給料増額回答を引き出しました。

最終交渉で 賃上げを勝ち取る

賃上げ要求について、病院機構は明確な回答をしていませんでしたが、府職労・病院労組の再三の追及の結果、「令和6年4月より基本給を平均2.3%引上げる」と回答しました。

この引上げに伴い、初任給については1万8千円(看護師/短大(3年)卒の場合)もの大幅な引上げとなりました。



小学1年生まで取れる 子育て部分休暇新設

この間、府職労・府立病院労組が強く要求していた「子育て部分休

今月より給料増額を実現

初任給 看護師(短大3卒)で1万8千円引上げ
子育て部分休暇(小学校1年生まで)を新設

暇」については、今年4月より小学校1年生までの子を対象とする制度として新設するとの回答を引き出しました。

この制度の新設により、これまで未就学児を対象としていた「子育て部分休業(1日2時間まで、30分単位で取得可、無給)が小学1年生まで拡大されることになります。

しかし、この「子育て部分休暇」は大阪府では小学6年生の子までを対象としています。

府職労・病院労組は、府立医療センターの職員についても、大阪府職員と同様の制度となるよう、早急に小学校6年生まで拡充するよう求めました。

人を増やして 働きやすい職場に

業務量に見合った人員増の要求では、恒常的な残業の実態を訴ええ、人を増やすように求めました。

医師のタスクシフトについては、医師業務移管にあたっては、安全面の確保、必要な手当の支給、業務移管後の適正な人員配置を行い、移管後の職場が人員不足で疲弊することのないようにすることを強く求めました。

ハラスメント対策の 抜本的な強化を

この間、府立医療センターの各職場から上司等によるパワハラの内容が相次いでいます。中には「時間外勤務を申請させない」「休憩時



間を与えない」「年休を使わせない」など、違法なものまであります。

こうした実態を伝えるとともに、引き続き抜本的なハラスメント対策を強化し、職場環境の改善を行うよう求めました。

また、ストレスチェックの結果で高ストレス傾向にある職場が多くなっている実態を踏まえ、病院機構としてきちんと精査し対応するよう求めました。

再雇用職員の 待遇改善を

定年引上げ、再雇用に関する要求では、再雇用職員は住居手当や扶養手当の支給がなく、賃金も低く抑えられているので、定年引上げ職員と同じ手当の支給や同水準の賃金となるよう改善を求めました。病院機構は、現時点で要求に応えることは困難と回答しました。

65歳を越えても病院 機構に雇用を

非常勤職員の均等待遇については、看護補助者から現場の厳しい実態を訴えました。また、65歳を過ぎても本人の希望にもとづき継続雇用できるよう求めました。

この間、府職労・病院労組が強く要求してきた非常勤職員に対し、一時金(ボーナス)が支給されることになりましたが、その支給率や金

額は大阪府の非常勤職員に比べて相当低い水準となっています。

最低でも、大阪府と同水準の一時金(ボーナス)を支給するよう強く求めています。

労働組合に加入しよう

交渉の最後に病院機構の伊庭次長は「要求内容はどれも重要な事項。今後とも病院労組と誠実に協議していく」と述べました。

府職労・病院労組の山本委員長は「賃上げや子育て部分休暇等の前進的回答は了解するが、まだまだ不満は残る。安心して働き続けられる職場が患者の命を守ることもつながる」と述べました。

労働組合が交渉するからこそ、状況を変えていくことができます。みんなで労働組合に加入しましょう。



組合加入は
右の二次元コード
より→→→



麻酔領域で従事する看護師及び特定行為看護師にかかる手当の創設を提案

病院機構は、3月28日に麻酔看護手当(仮称)として日額1万円、特定看護手当(仮称)として月額5千円の手当を新たに創設すると府職労・病院労組へ提案しました。手当については4月に遡って適用すると説明しました。協議期限は4月18日までとしています。

府職労・病院労組としては、必要な手当であり当然支給されるべきだと考えています。職場のみなさんの意見を集約し、今後交渉を行います。

麻酔領域で従事する看護師及び特定行為看護師にかかる手当の創設について(提案)

* 手当の概要

○ 麻酔看護手当 (仮称)

(1) 支給要件 (以下の①②両方の条件を満たす者)

① 「術中麻酔領域パッケージ」における特定行為研修を修了した看護師 (ただし、「術中麻酔領域パッケージ」の創設前 (令和2年度以前) に、「術中麻酔管理領域」(6区分8行為) のいずれかを修了した者を含む) で、かつ手術室にて専ら麻酔業務に従事した常勤職員

※手術室で専ら麻酔業務に従事する日毎に支給する。

② 各センターの手術室における麻酔看護に関する実務研修を受け、麻酔科医の直接具体的指示の下、「診療の補助」として、各センターが定める認定基準を満たした上で、術中麻酔管理や術前術後の患者ケア等を実施した常勤職員

(2) 支給額

日額10,000円

※職員給与規程第55条に規定する「専門看護手当」と併給可。ただし、特定看護手当(仮称)とは併給不可。

* 特定看護手当 (仮称)

(1) 支給要件

・保健師助産師看護師法に規定される特定行為研修を修了した看護師であって、当該特定行為にかかる業務に従事した常勤職員。

(2) 支給額

月額5,000円

※職員給与規程第55条に規定する「専門看護手当」と併給可。ただし、麻酔看護手当(仮称)とは併給不可。

* 実施日

理事会での規程改正施行日 (令和6年4月1日に遡って適用)